次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

すべての社員がその能力を十分に発揮するとともに、仕事と家庭生活を両立させることができる働きやすい職場環境をつくるため、次のように行動計画を策定する。

- 1. 計画期間
- 2022年2月1日から2026年3月31日
- 2. 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

目標:多様で柔軟な働き方を実現するための職場環境を整備する

<取組内容>

- ・在宅勤務制度の導入
- ・多様なライフプランに対応するための休暇制度の見直し
- 3. 女性活躍推進法に基づく行動計画
- (1)『女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供』について

目標:女性の経営参画を推進するため、女性役職者数を2019年度の2倍にする

〈取組内容〉

- ・経営トップによる、全社を挙げてのダイバーシティ推進に関するメッセージの発信
- ・社内理解促進のため、経営者・管理職向けにダイバーシティマネジメントの研修開催
- ・キャリア形成支援のための研修開催
- ・新卒採用者に占める女性の割合を事務系 45%、技術系 15%以上を目標に採用
- (2) 『職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備』について

目標:働きすぎを防ぎ、健康を守って両立が実現できるよう、有給休暇取得率を80%以上とする

<取組内容>

- ・部門毎の取得状況のモニタリング
- ・取得率の低い部門への上司を通じた積極的な休暇取得の促進

目標は、いずれも計画期間内での達成を目指す